

令和 4 年浦安市教育委員会第 1 回臨時会会議録

浦安市教育委員会

令和4年浦安市教育委員会第1回臨時会（書面審議）

I. 日 時 令和4年3月28日（月）

II. 出席者 教 育 長 鈴木 忠 吉  
教育長職務代理者 宮 道 力  
委 員 宮澤 ミシェル  
委 員 吉 野 則 子  
委 員 影 山 純 二

III. 案 件

第1. 審議事項

議案第1号 浦安市教育委員会管理職の任命について

議案第2号 市長の権限に属する事務の委任に関する協議について

議案第3号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 浦安市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第6号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

議案第8号 浦安市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第2. その他

令和4年浦安市教育委員会第1回臨時会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、書面審議により開催した。

教育長および教育委員からの回答結果ならびに質疑、意見、その回答については、以下のとおりである。

## 第1. 審議事項

議案第1号 浦安市教育委員会管理職の任命については、過半数から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

なお、本議案に対する意見や質疑、その回答については、以下のとおりである。

宮道委員 教育職経験者が公民館長になるのは新しい試みなのか。学校教育と社会教育の連携を狙ってのことなのか。

教育総務課長 学校では、家庭・地域・行政と連携し、地域で子どもを育む取り組みを進めている。教育職経験者が公民館長となることで、学校教育の現場で培ったこれらの経験や知見を公民館活動に活かしてもらえるものと考えている。

影山委員 議案第3号、第4号及び第5号を含め、「教育次長」の新設について、趣旨の説明をお願いしたい。

教育総務課長 今回、新たに設けた「教育次長」については、教育長とともに教育総務部及び生涯学習部の両部を見てもらう立場となる。教育委員会の組織管理を手厚くすることにより、各部署が抱える課題への対応や新たな施策の推進の強化を図るものである。

議案第2号 市長の権限に属する事務の委任に関する協議については、全員から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

議案第3号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定については、全員から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

議案第4号 浦安市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定については、全員から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

議案第5号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定については、全員から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

議案第6号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定については、全員から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

議案第7号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定については、過半数から「異議なし」の回答をいただいたことから、承認とする。

なお、本議案に対する意見や質疑、その回答については、以下のとおりである。

宮澤委員 規則第7条中の「教育長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。」とあるが、判断が難しいと思う。どの範囲まで認められるのか。また、現状どれくらいの人数がいるのか。

保健体育安全課長 条例第7条第2項中「教育長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。」とは、災害等の事由により別表第3に定める納期限が適当でない場合、内部手続きの上、臨時的に納期限を変更することを想定しているが、現状においては、この規定による該当者はいない。

第2. その他については、上程はなかった。